

令和7年度

第9回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

# 千葉県農業委員会総会議事録

令和7年12月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和7年度第9回千葉県農業委員会総会を千葉県役所高層棟2階XL会議室201・202に招集した。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	14件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画（案）の意見について	20件
議案第4号	農地利用最適化推進委員の公募について	

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	8件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	18件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	38件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	12件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	1件

<出席委員> (16名)

1番	秋庭重樹	2番	石井一也
3番	小川友安	4番	長谷部衡平
5番	芳澤和哉	7番	横山清亮
8番	槁本泉	9番	佐々木貴史
10番	秋葉重雄	11番	大塚秀行
12番	脇田章子	13番	清宮惠理子
14番	小林直樹	15番	市原律子
16番	高橋芳和	17番	齊藤憲次

<欠席委員> (1名)

6番 小島英男

<事務局説明員>

事務局長	渡部義憲	次長	森田悟
次長補佐	有富裕和	農地活用班長	小野澤淑子
農地保全班長	黒川聖治	農地審査班長	森末豪
農地指導班長	田中正直		

	<p style="text-align: center;">開 会 （ 午前10時00分 ）</p> <p>ただいまより、令和7年度第9回千葉県農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中16人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p style="padding-left: 40px;">議席番号 9番 佐々木 貴史 委員</p> <p style="padding-left: 40px;">議席番号 13番 清宮 恵理子 委員</p> <p>のご両名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたしますが、第5項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。</p> <p>それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p>
<p style="text-align: center;">議場</p>	<p style="text-align: center;">—— 佐々木委員退室 ——</p>
<p style="text-align: center;">議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは初めに、第5項について、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>第5項です。</p> <p>お手元の資料16ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区下田町に本店の所在する法人が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模拡大のため、解除条件付き使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、イチゴ(育苗)を予定しております。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合して</p>

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>おり、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号第5項について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号第5項について許可と決定いたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>———— 佐々木委員入室 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは次に、第1項から第4項及び第6項から第14項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書の1ページをご覧ください。 お手元の資料1ページから6ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります東京都江戸川区春江町に本店の所在する農地所有適格法人が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する緑区高田町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目はハーブ類を予定しております。 面接した権利者によりますと今回申請した農地所有適格法人とは別に自身の2.4反の農園でコマツナを栽培しており、ハーブの栽培も義務者の下で研修を終えているとのこと。 将来においては、規模拡大、売上拡大を目指し取り組むとのこと。 事前審査会では、売買価格が高額ではないか、また臨時雇用の記載が無いとの質問がありましたが、売買価格は、売り先の継承や栽培のサポート、また既に栽培しているものも含めており、また、臨時雇用で2人の</p>

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>パートを雇用するとのことでした。 次に第2項です。 お手元の資料7ページから13ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります大網白里市季美の森南5丁目に在住の方が、義務者であります緑区土気町に在住の方が所有する同区同町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は 柑橘類、ザクロ、ペカンを予定しております。 面接した権利者によりますと農業生産法人に在籍し、雇用就農者として農作物の栽培について実務経験を積み、また、知人の農地でも様々な野菜類の栽培経験を積んできており、継続した営農ができると考えているとのことでした。 事前審査会では、副業かどうかの質問があり、そのとおり、会社員を続けながら農業を行うとのことでした。 議案書の2ページをご覧ください。 次に第3項です。 お手元の資料14ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が、義務者であります、同区畑町に在住の方が所有する同区長作町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ミカンを予定しております。 次に第4項です。 お手元の資料15ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります花見川区朝日ヶ丘1丁目に本店の所在する農地所有適格法人が、義務者であります、同区畑町に在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模拡大のため、賃借権の設定をするものです。 申請地の取得後の作目は、イチゴ(育苗)を予定しております。 議案書の3ページをご覧ください。 次に第6項です。 お手元の資料17ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区中田町在住の方が、義務者であります、同区古泉町に在住の方が所有する同区同町の農地を新規就農のため、所有権の移転するものです。 申請地の取得後の作目は、キュウリ、ナスなどを予定しております。 議案書の4ページをご覧ください。 次に第7項です。 お手元の資料18ページをご参照ください。</p>
---------------------------	--

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>本案件は、権利者であります若葉区小間子町に在住の方が、義務者であります、同区若松町に在住の方が所有する同区小間子町の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転するものです。 申請地の取得後の作目は、ジャガイモ、ニンジンを用意しております。次に第8項です。 第12項まで関連案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料19ページから21ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります緑区おゆみ野4丁目に在住の方他4名が、同区おゆみ野中央5丁目他の農地を、共有解消のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ウメ、ミカン、ナス、トマトなどを予定しております。 議案書の7ページをご覧ください。 次に第13項です。 第14項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料22ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります大網白里市金谷郷に在住の方が、義務者であります、同市に在住の方が所有する緑区下大和田町の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、カキ、クリを用意しております。 事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>第1項について、所有権移転の売買価格が非常に高いです。高い事については相対契約ですから意見は差し控えますが、私が調べた中では高田町でこのように高い金額の取引事例はないと思います。このように高価格での事例が出ると周辺の土地価格が上がってしまい、農地を買う側は大変だと思います。周辺の固定資産税が上がる事も考えられます。規制する方法はおそらくないとは思いますが、あまりに高額なのはどうかと思います。 また、経営計画の中で土地価格が抜けているが漏れなのか入れなくて良</p>

橋本委員	いものなのかを確認をしたいです。
事務局	土地の取得費については、所有権移転での売買の場合には経営計画には入れていません。
橋本委員	<p>全体のかかる設備費の中でかなりのウエイトをこの用地取得費にかけていて、経営を圧迫する可能性もありますので、あまりに高い場合は入れたほうが良いという気がします。</p> <p>土地を離す方が非常に多く、所有権移転が多くなっているが、あまり高額な売買になると周辺が迷惑となることがあります。法的な縛りはないと思うが土地賃貸料や取引事例等がどこかに出ていると良いと思う。第6項及び第7項について、調べてみたところ周辺の取引額より極端に低い場合は買う人に贈与税がかかると書いてありました。何故このように低い価格の設定なのか、わかれば教えていただきたいです。</p>
事務局	詳細な理由はわかりません。第6項の方は地主が以前窓口に来られた際、どうしても早く売りたいとおっしゃっていました。
清宮委員	第1項について、この権利者と義務者というのは何か関係があるのでしょうか。
事務局	元々江戸川区にお住まいで、知り会ったそうで、今回義務者の方がハーブを栽培していたが、後継者がいないため権利者がこの土地を購入して引き継ぐ形です。栽培方法や売り先の東京の市場等も義務者の方から引き継ぐため、通常より高い販売価格になったという話がありました。
清宮委員	マップで見ると、ハウスがあったように見えたがそれも含めての価格でしょうか。
事務局	おっしゃる通りです。
清宮委員	結局高く購入するとその分の経費等が控除されたりすると思うのですが、土地の売買が税金を軽くすることに使われたら良くないと思います。義務者と権利者が結託して、通常の価格とあまり離れているのは良くないと思うが、その辺はどのようにお考えですか。

事務局	農地法上の観点からですと、地域調和要件として、賃借料があまりに高い場合は審査上の要件として明記されていますが、所有権移転について記載がなく問題があるとの認識は特にありません。
清宮委員	悪用される事があるので、この人が他にも取得しようとしたとき等はもう少し詳しく調べた方が良いでしょう。 資料の4ページに記載されているコマツナの販売先名称は代表者のものとは全く別の農園でしょうか。
事務局	この方の父が経営している農園です。最終的な売り先としては江戸川区の給食に販売しています。
清宮委員	権利者の会社と売り先の農園は別の会社ですか。
事務局	別の会社で、同じ法人という形ではありません。
清宮委員	資料内の給与は臨時雇用の方の給与にしてはかなり高額だと思いますが、どなたの給与でしょうか。
事務局	今回、八街市で雇用するパート分も含む6名分です。
清宮委員	作業場倉庫はどこにあるのでしょうか。
事務局	今回買う土地にある施設となります。
清宮委員	農地に立っている倉庫は大丈夫なのでしょうか。
事務局	農地に立っている倉庫で2 a 未満倉庫であれば、特に許可が不要ですので、問題は無いと思います。
石井委員	第8項から第12項について、共有状態解消のためとありますが、これは元の持ち主に戻るという事でしょうか。また、その後の営農はしないのでしょうか。
事務局	5人の兄弟で5分の1ずつ所有している農地です。共有農地を単独で所有する形に変えるものです。耕作はこれからも継続します。

事務局	先ほどの農業用倉庫について補足です。2 a 未満の農業用施設については農地法上の許可は不要ですが、千葉市の場合は届出の提出を求めています。
議長 (長谷部会長)	その建築確認は必要ないのでしょうか。
事務局	農地法以外の建築基準法や都市計画法等の手続きは必要になる場合があるのでご相談を受けましたら、宅地課もしくは建築情報相談課の方に合わせてご相談していただけたらと思います。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号第1項から第4項及び第6項から第14項について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号第1項から第4項及び第6項から第14項について許可と決定いたします。  次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (小林班長)	ご説明いたします。 議案書の8ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料23ページをご参照ください。 資料は位置図を添付しております。 本案件は、申請地を資材置場とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジの北東に約1.8キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、ブロック、安全鋼板を設置し、土砂等の流出を防止します。

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第2項です。 お手元の資料15ページをご参照ください。 資料は位置図を添付しております。 本案件は、申請地を農園駐車場とするため、賃借権の設定をするものです。 申請土地は、JR新検見川駅から北東に約2キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、水道管、ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に、小学校と中学校があることから、第3種農地と判断しました。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の9ページをご覧ください。 次に第3項です。 お手元の資料24ページをご参照ください。 資料は位置図を添付しております。 本案件は、申請地を農産物直売所とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、山田インターチェンジから北西に約1.2キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、ブロックを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第4項です。 お手元の資料25ページをご参照ください。 資料は位置図を添付しております。 本案件は、既存施設に隣接する申請地を資材置場とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、山田インターチェンジの南西に約1キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。第1種農地は原則転用が不可とされていますが、申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする事業の用に供するものと判断されることから、農地法施行令第4条第1項第2号ハに定める施行規則第35条第5号に規定する既存施設の拡張事業のため、第1種農地の例外として認められるものです。</p>
---------------------------	--

事前審査第1班 (小林班長)	<p>被害防除対策については、緩衝地帯を設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
橋本委員	<p>第4項について、既存施設の許可を取ったのはいつ頃でしょうか。</p>
事務局	<p>既存施設は山林で農地ではなかったもので、農地法の許可はありませんでした。</p>
橋本委員	<p>その場合に山林と農地は2分の1適用になるのかを教えてくださいです。</p>
事務局	<p>拡張する場所が農地であれば、既存施設が農地で無くても既存施設の拡張の対象として農地転用が必要になります。第1種農地ですと山林の既存施設を既存の位置となるように許可をします。</p>
橋本委員	<p>第1項で安全鋼板を設置するという事ですが、10m間隔くらいで良いのでメッシュの鋼板で中が見えるようにしていただきたいです。メッシュでやる方が周辺の方の理解も得やすいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>第1項については、申請時にメッシュをつけてもらうように指導し、了承してもらいました。</p>
清宮委員	<p>第4項について、既存施設は何をされていて、資材置き場には何を置くのか教えてくださいです。</p>
事務局	<p>砕石の販売をしています。拡張するものもそれを広げるので同じ用途で使用します。</p>

議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号について、許可と決定いたします。  次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程いたします。 それでは、第1項から第20項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。
事前審査第1班 (小林班長)	ご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。 第1項から11ページの第3項は、権利者が同一のため一括して説明します。 若葉区中田町に所在のある農地所有適格法人が、若葉区下泉町在住の方、他2名が所有する若葉区上泉町の畑5筆、合計面積10,423㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、デントコーンです。 第4項から14ページの第10項は、権利者が同一のため一括して説明します。 緑区土気町に所在のある農地所有適格法人が、若葉区中野町在住の方、他6名が所有する同区同町及び、緑区上大和田町、下大和田町、土気町、平川町の田22筆、合計面積25,981㎡に賃借権または使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は5年から10年、権利者の作付品目は、水稻です。 次に15ページをご覧ください。 第11項は、緑区あすみが丘在住の農家の方が、同区小山町在住の方が所有する同区板倉町の畑3筆、合計面積2,973㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、キャベツ、ジャガイモ、ブロッコリー、アマナガトウガラシです。 第12項から18ページの第17項は、権利者が同一のため一括して説明します。 緑区大木戸町に所在のある農地所有適格法人が、同区あすみが丘在住の方、他5名が所有する同区小山町の畑25筆、合計面積23,110.74㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>品目は、デントコーンです。 第18項は、緑区高田町在住の農家の方が、同区同町在住の方が所有する同区同町の畑1筆、面積3,471㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ニンジン、サツマイモです。 次に19ページをご覧ください。 第19項は、中央区今井町在住の農家の方が、緑区平川町在住の方が所有する緑区高田町の畑2筆、合計面積5,304㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は、ソバです。 第20項は、緑区越智町在住の農家の方が、緑区平川町在住の方が所有する同区同町の畑3筆、合計面積2,262㎡に使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ニンジン、サツマイモ、ネギです。 事前審査第1班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>12項から17項について、この権利者が賃借している一部農地が遊休農地化しています。 その状況をどのように認識しているのか教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>現地確認し雑草繁茂してましたので、権利者に草刈するよう指導しました。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>—— 挙 手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第1項から第20項について「意見なし」と決定いたします。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>次に、議案第4号「農地利用最適化推進委員の公募について」を上程いたします。 事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号「農地利用最適化推進委員の公募について」ご説明いたします。 議案書の別冊をご覧ください。 本案件は、令和8年7月20日の改選に伴い、農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の公募を行うものです。 農業委員の公募につきましては、市長が募集することと法律上（第9条）なっていますので、農業委員会の決定ではないため議案とはなっておりません。 なお、内容は、11月の農業委員・推進委員合同会議でご説明させていただいたものと変更はございません。 はじめに、1の募集人数につきましては23人で現在と同じ人数です。 「千葉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」により23人と定められております。 次に2の担当区域につきましては、次のページの表になりますが、現行と地区割に変更はなく、グループ制のブロック若しくは従来の担当地域での応募が可能な形としております。 次に1枚目にお戻り頂いて、3の募集期間につきましては、面接などの選考日程を考慮いたしまして、3年前とほぼ同様の、令和8年3月13日から令和8年4月10日までとしております。 次に4の委嘱期間ですが、農業委員会の議決のあった日（これは令和8年7月20日を予定しております）から令和11年7月19日までの3年間としております。 次に3枚目の右上に議案説明資料と書かれている資料をご覧ください。 1から5については、ご説明いたしましたので、 6の応募書類ですが、各区役所で配布のほか、農業委員会事務局、農政課、農政センター、JA本店、各支店等で入手可能で、市ホームページからも入手可能となっております。 7の応募書類提出先ですが、農業委員会事務局となっております。 8の提出方法ですが、郵送または持参で、応募受付期間必着となっております。 9の広報ですが、（1）1月に各区役所、農政部各課、JA本店、各支店等へ募集要項を配架します。 （2）2月に農業組合を通じて募集のチラシを送付します。</p>

事務局	<p>(3) 市のホームページ及び市政だより3月号で周知します。</p> <p>(4) JAに依頼し、広報誌「みらい」3月号で周知します。</p> <p>(5) 3月に発行する農業委員会だより第153号に募集記事を掲載します。</p> <p>(6) 3月に説明会を実施しますが、本庁及び農政センターにおいて2回程度開催予定です。</p> <p>最後に参考として推進委員の募集要項を添付させていただいております。</p> <p>議案第4号の説明は以上になります。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事務局の説明のとおり、農地利用最適化推進委員を公募することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p>—— 挙 手 ——</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、原案どおり決定といたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の21ページをご覧ください。報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、22ページまでに8件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の23ページをご覧ください。報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、25ページまでに18件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたし</p>

<p>事務局</p>	<p>ました。</p> <p>議案書の26ページをご覧ください。報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の31ページまでに38件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の32ページをご覧ください。報告第4号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、2件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の33ページをご覧ください。報告第5号 「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、27件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の34ページをご覧ください。報告第6号 「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、1件ございました。</p> <p>内容につきましては、11月の総会で審議されたもので、11月14日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>報告案件につきましては、以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第9回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p>

	閉 会 (午前11時10分)
--	----------------